

愛知県市町村合併推進構想

平成18年12月18日

(平成20年3月17日変更)

(平成21年6月15日変更)

愛 知 県

目 次

市町村の望ましい姿

1 補完性の原則	1
2 基礎自治体の概念	1
3 市町村の望ましい姿	1

自主的な市町村の合併の必要性

1 市町村を取り巻く状況	
(1) 人口減少、少子高齢化の進展	2
(2) 国、地方を通じた厳しい財政状況	3
2 県内市町村の姿	
(1) 行政組織の状況	4
(2) 財政の状況	7
3 旧合併特例法下の合併の成果	
(1) 旧合併特例法下の合併の状況	11
(2) 旧合併特例法下の合併の成果	12
4 市町村の人口及び高齢化の将来見通し	
(1) 人口規模別の人口増減の状況	15
(2) 人口規模別の年齢別人口の割合	19
5 自主的な市町村の合併の必要性	20

本県の合併推進の基本的考え方

本県の合併推進の基本的考え方	21
----------------------	----

構想対象市町村の組合せ

1 想対象市町村の組合せの検討の考え方	22
2 構想対象市町村の組合せ	23
3 引き続き合併を検討すべき市町村	26
4 機運の高まりを踏まえた取組	28
5 構想対象市町村の組合せの見直し	28

自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

1 合併推進のための支援体制	29
2 合併支援措置	29

市町村の望ましい姿

1 補完性の原則

「補完性の原則」とは、個人が自ら実現できることは個人が行い、個人では不可能なことや非効率的なことを家族や地域社会といった小さな単位が、さらに、小さな単位では不可能なことを、市町村、都道府県、国といった大きな単位が順に補完していくという階層秩序原理である。

今後のわが国の行政は、地域社会の自己決定権を拡充し地域の創意工夫により個性豊かな地域社会を形成するという地方分権の理念を現実のものとするため、「補完性の原則」の考え方を実現していくことが必要と考えられる。

2 基礎自治体の概念

補完性の原則の考え方を国と地方自治体の関係にあてはめたのが基礎自治体の概念である。基礎自治体とは、住民に最も身近な自治体のことをいい、現在の市町村がこれに該当する。住民に身近な行政サービスは、住民の参加と監視の下、住民に身近な自治体が第一義的に担うべきであり、基礎自治体は福祉や教育、まちづくりなどの住民に身近な事務について自ら決定し、自ら責任をもって行うことが期待されている。

また、基礎自治体は自ら行政サービスを実施するだけでなく、コミュニティーやNPO、民間企業など多様な公共サービスの担い手を地域に育てるとともに、住民がよりよいサービスを楽しむようにそれら相互の調整を図る先導者、調整者として、より高度な役割を果たすことが求められている。介護保険制度がその典型であり、市町村は保険料の徴収や保険給付を行うだけでなく、社会福祉法人や医療法人、NPOなどの介護事業者と施設の整備やサービスの供給について調整を図り、介護サービスを総合的にコーディネートすることが必要となっている。

このように市町村が担うべき役割は質的にも変化しており、近年、法改正が行われた児童虐待防止法や障害者自立支援法においても、市町村はより高度な事務を総合的に実施することが求められている。

3 市町村の望ましい姿

市町村は、このような基礎自治体としての役割をしっかりと受け止め、地域の行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担い、多様化、高度化する新たな行政課題に適切に対処し、地方分権で広がった様々な可能性を模索しながら、住民福祉の向上のために創意工夫して地域づくりに取り組むことが望まれる。

そのためには、市町村は様々な事務を効率的、効果的に実施するために、専門的な職員を含む充実した行政組織体制を備えるとともに、将来にわたって行政サービスを維持、向上していくために安定した財政基盤を備える必要がある。

市町村が、市と町と村のいずれであるかにかかわらず、基礎自治体にふさわしい規模と能力を備えたものとなり、住民と協働しながら地域の実情に応じて様々な施策を実施することにより、個性豊かで活力ある地域社会を形成することができると考えられる。

自主的な市町村の合併の必要性

1 市町村を取り巻く状況

わが国の総人口は、2005年に減少局面に入り、今後急速に人口構成の高齢化が進む見込みである。本県の総人口も2015年頃には減少局面に入ると見込まれる。少子高齢化の進展は、地域の経済活力の低下や市町村の財政負担の増大をもたらすおそれがある。

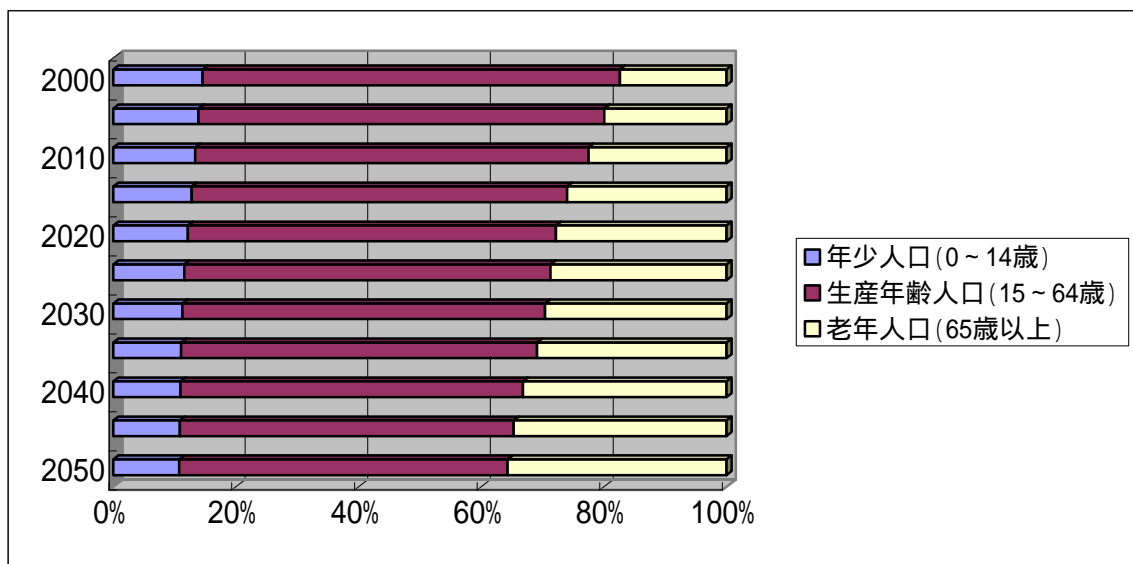
国、地方を含めた厳しい財政状況の中において、市町村はより一層効率的かつ効果的な行財政運営を行う必要がある。

(1) 人口減少、少子高齢化の進展

わが国の総人口は、国勢調査の要計表による人口によれば、平成17年(2005年)10月現在で1億2776万人と前年10月時点の推計値より2万人減少し、人口が既に減少局面に入りつつあることが明らかになった。これは、19世紀後半から長期にわたり右肩上がりの増加を続けてきた人口が減少トレンドに転じた歴史的な転換点であり、今後、人口は長期的な減少の趨勢に入ると予測される。国立社会保障・人口問題研究所が平成14年に行った将来推計(中位推計)によれば、総人口は平成62年(2050年)には1億59万人に減少すると見込まれている。

人口減少の大きな要因は、出生率の低下による少子化であり、また、団塊の時代の年齢層が老年人口にさしかかることから、今後、人口構成の急速な高齢化が進む見込みである。同研究所の推計によれば、老年人口の割合は、平成17年(2005年)の19.9%から平成62年(2050年)には35.7%に上昇し、一方、生産年齢人口の割合は、同期間に66.2%から53.6%へ低下すると予測されている。

わが国の年齢別人口構成の変化



日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所平成14年推計(中位推計))による。

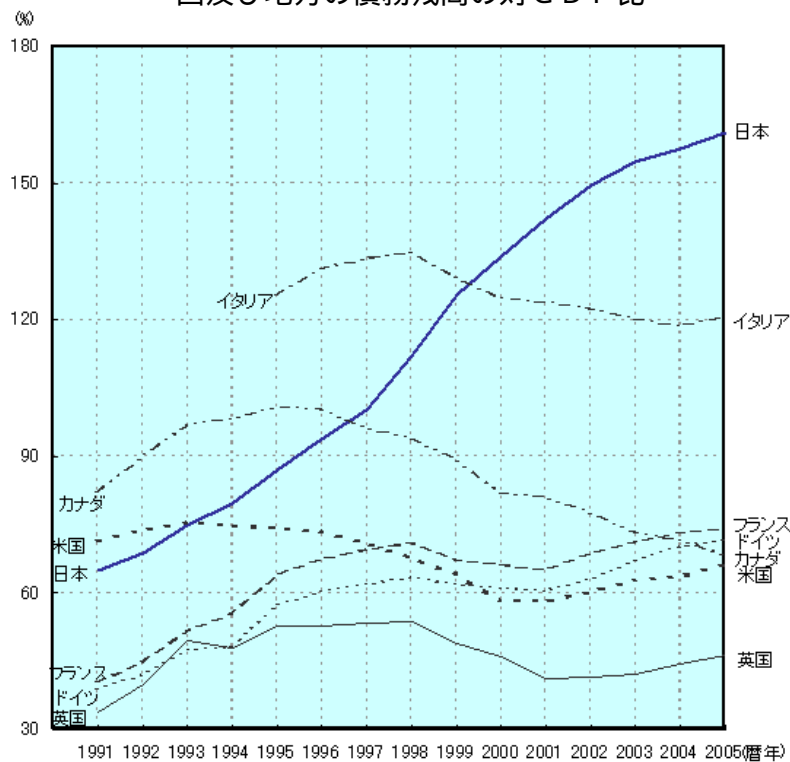
また、本県の総人口は、平成17年(2005年)10月の国勢調査(要計表による人口)では725万人であるが、総人口の将来動向をコーホート分析により求めたとこ

る、平成27年(2015年)までは増加し729万人となるが、それをピークに人口減少局面に入り、平成37年(2025年)には719万人に減少すると見込まれている。国全体と比べるやや遅いが、本県においても、およそ10年後には人口減少時代が到来すると予測されている。高齢者が急増する一方で年少者や働き盛りの人口が漸次減少することは、わが国の社会経済の各分野に様々な影響を与えると予想され、市町村においても、地域の経済活力の低下や財政負担の増大等が懸念される。

(2) 国、地方を通じた厳しい財政状況

わが国の財政は、長期に渡った景気低迷の下、景気回復に向けた諸施策に伴う歳出の増大や大規模な減税を実施してきた。その結果、国及び地方の長期債務残高は平成17年度末には約744兆円に達する見込みであり、そのうち地方の債務残高は200兆円を超える状況にある。国・地方を合わせた債務残高は、国の1年間の国内総生産(GDP)を大きく上回っており、対GDP比は161%に達すると見込まれている。これは先進国の中でも高い水準にあり、その原因となる恒常的な財政赤字体質は、地方自治体も含めたわが国行政の不健全性を示し、経済の将来的な発展をも損なうおそれがある。償還による債務残高の減少が強く求められるところであるが、これまでの行財政運営の延長では困難であり、財政の黒字化、更に債務償還の促進に向けた厳しい取組が求められている。このような国、地方を含めた厳しい財政状況の中であって、市町村はより一層効率的かつ効果的な行財政運営を行う必要がある。

国及び地方の債務残高の対GDP比



注) 計数はSNAベース、一般政府。

資料: OECD/エコノミック・アウトルック〔77号(2005年6月)〕。

出典: 財務省「わが国税制・財政の現状全般に関する資料(平成17年10月現在)」

2 県内市町村の姿

(1) 行政組織の状況

行政組織の状況を見ると、人口規模が小規模な市町村は、その人口に比べてより多くの行政職員を配置しているが、職員の絶対数は少ない状況である。特に、人口1万未満の市町村でその傾向が顕著である。しかし、個別の市町村を見ると、人口規模の比較的大きい市町村においても人口に比べ職員数が多い市町村がある。

専門職員の配置状況は、人口規模が大きい市町村ほど多くの専門職員を配置しており、人口規模が小さい市町村は専門職員の配置が少ない状況である。

ア 人口規模別の行政組織の状況

一般行政部門の従事職員について、人口千人あたりの職員数を市町村の人口規模別に比較すると、「人口20万以上」では平均4.65人であり、以下、人口規模が小さくなるにつれて当該数値は増大し、「人口1万以上3万未満」では6.68人となり、更に「人口1万未満」においては12.38人となる。「人口20万以上」に比べ、「人口1万以上3万未満」は1.4倍、「人口1万未満」は3.8倍の職員数を配置しており、人口規模の小規模な市町村ほど行政サービスの提供に関し、その人口に比べてより多くの行政職員を配置している状況である。特に、「人口1万未満」が極めて多い状況である。

その一方で、職員の絶対数では、例えば、「人口10万以上20万未満」が一般行政部門合計で617人を配置しているのに対して、「人口1万以上3万未満」では134人、「人口1万未満」では、63人と、小規模な市町村ほど少人数の配置となっている。部門別職員数を同様に比較しても、総務企画部門は129人対32人対19人、商工部門は11人対3人対1人と、小規模な市町村の配置職員の絶対数が少ない状況となっている。

人口規模別に見た一般行政部門別従事職員の配置状況

(上段：平均職員数、下段：人口千人あたりの職員数)

部門 人口規模	議会	総務 企画	税務	民生	衛生	労働	農林 水産	商工	土木	一般行 政計
20万以上	14	299	97	461	324	6	39	24	241	1,504
(5)	0.04	0.92	0.30	1.42	1.00	0.02	0.12	0.07	0.74	4.65
10万以上20万未 満	8	129	49	243	67	1	16	11	92	617
(8)	0.06	1.03	0.39	1.94	0.53	0.01	0.13	0.09	0.74	4.93
5万以上10万未 満	7	93	32	163	41	1	12	8	48	404
(15)	0.09	1.28	0.44	2.25	0.57	0.02	0.17	0.11	0.66	5.58
3万以上5万未 満	4	51	19	110	22	0	9	3	23	240
(17)	0.10	1.34	0.49	2.88	0.57	0.00	0.22	0.08	0.61	6.29
1万以上3万未 満	3	32	12	52	11	0	7	3	13	134
(23)	0.14	1.62	0.59	2.60	0.56	0.00	0.37	0.13	0.65	6.68
1万未満	2	19	5	20	6	0	6	1	5	63
(18)	0.34	3.69	0.91	3.85	1.24	0.00	1.14	0.28	0.93	12.38

注) 職員数の出所は、平成 16 年地方公共団体定員管理調査結果(平成 16 年 4 月 1 日現在)による。
 都市の人口規模区分に用いた人口は、平成 16 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳による。
 本表は、平成 16 年 4 月 1 日現在の市町村を単位としており、政令指定都市である名古屋市は除いている。人口規模区分欄の()内は該当団体数である。

人口規模別の平均職員数の状況は上記のとおりであるが、個別の市町村の一般行政職の人口千人当たり職員数の状況を見ると、「人口 1 万未満」だけでなく、人口規模の比較的大きい市町村においても人口に比べ配置職員数が多い市町村があり、注意が必要である。

一般行政職の人口千人当たり職員数の個別市町村の状況

人口 \ 職員数	5.0 未満	5.0 以上 6.0 未満	6.0 以上 7.0 未満	7.0 以上 8.0 未満	8.0 以上 9.0 未満	9.0 以上 10.0 未満	10.0 以上	人口規模別平均
20 万以上 (5)	5							4.65
10 万以上 20 万未満 (8)	5	2	1					4.93
5 万以上 10 万未満 (15)	1	12	1		1			5.58
3 万以上 5 万未満 (17)	1	8	5	1	2			6.29
1 万以上 3 万未満 (23)	4	4	4	6	3	2		6.68
1 万未満 (18)			1			3	14	12.38

イ 人口規模別の専門職員の配置状況

一般行政部門における専門職員の配置状況を見ると、例えば土木技師については、「人口20万以上」では、平均111人であり、「人口10万以上20万未満」では平均38.25人、「人口1万以上3万未満」では平均2.57人と人口規模が小さくなるにつれ配置数は漸減し、「人口1万未満」では平均0.44人とほとんど配置されていない状況がうかがえる。この傾向は建築技師、農林水産技師等他の専門職員についても同様である。まちづくりや生活環境の安心・安全の確保、経済基盤充実に向けた専門的なサービスの提供、高度なノウハウの蓄積といった点において人口規模の小さな市町村は不利な状況にあると言える。

ちなみに保健師・助産師等については、人口千人当たりの職員数は、人口規模の小さな市町村の方が高くなる傾向があるが、絶対数としては、「人口1万未満」の平均が3.17人など、小規模な市町村が少ない状況にある。

人口規模別に見た専門職員の配置状況

(上段：平均職員数、下段：人口千人当たりの職員数)

部門 人口規模	土木技師	建築技師	農林水産技師	栄養士	保健師・助産師	司書(補)・学芸員(補)
20万以上 (5)	111.00	36.60	7.00	3.60	33.00	1.80
	0.34	0.11	0.02	0.01	0.10	0.01
10万以上20万未満 (8)	38.25	10.88	3.00	2.88	15.00	0.38
	0.31	0.09	0.02	0.02	0.12	0.00
5万以上10万未満 (15)	13.33	4.07	0.60	1.73	10.67	0.00
	0.18	0.06	0.01	0.02	0.15	0.00
3万以上5万未満 (17)	6.12	0.88	1.06	0.76	7.76	0.00
	0.16	0.02	0.03	0.02	0.20	0.00
1万以上3万未満 (23)	2.57	0.13	0.35	0.35	5.35	0.00
	0.13	0.01	0.02	0.02	0.27	0.00
1万未満 (18)	0.44	0.00	0.33	0.22	3.17	0.06
	0.09	0.00	0.07	0.04	0.62	0.01

注) 職員数の出所は、平成16年地方公共団体定員管理調査結果(平成16年4月1日現在)による。都市の人口規模区分に用いた人口は、平成16年3月31日現在の住民基本台帳による。本表は、平成16年4月1日現在の市町村を単位としており、政令指定都市である名古屋市は除いている。人口規模区分欄の()内は該当団体数である。

(2) 財政の状況

本県は、全国と比較して、豊かな財政力を持つ市町村が多いが、財政基盤が脆弱な団体も見られる。財政力指数が0.5未満の財政力の低い市町村のほとんどを人口1万未満の小規模な市町村が占めている。しかし、比較的人口規模の大きい市町村の中にも、財政の自立性が高いとは言えない市町村がある。歳入面では、人口規模の小さい団体ほど、歳入に占める地方税の割合は低く、地方交付税の割合が高い。また、住民1人当たりの歳出額や地方税に対する人件費の割合は、人口1万未満の市町村が他の人口規模の団体に比べて特に高くなっている。

ア 本県の市町村の財政力

平成17年度の普通交付税の交付状況では、全国市町村の137団体の不交付団体のうち、県内の市町村が27団体を占めており、神奈川県(22団体)、東京都(16団体)を上回り、都道府県の中で最多となっている。また、平成16年度の市町村の財政力指数を見ると、全国市町村平均が0.47であるのに対して、本県は1.01となっている。このように、本県の市町村は、全国と比較して、豊かな財政力を持つ市町村が多い状況である。また、全国と本県の市町村の財政力指数の分布状況を比較可能な平成15年度の財政力指数により比較すると、財政力指数が0.8以上の市町村は、全国では約10%であるが、本県では約51%となっている。

平成15年度の財政力指数の全国市町村と県内市町村の比較

財政力指数 団体区分	0.50未満		0.50以上 0.80未満		0.80以上 1.00未満		1.00以上		財政力 指数 平均
	数	%	数	%	数	%	数	%	
全国市町村 (3,132)	2,103	67.1	714	22.8	214	6.8	101	3.2	0.43
県内市町村 (88)	15	17.0	28	31.8	23	26.1	22	25.0	0.98

注 財政力指数は平成13～15年度平均

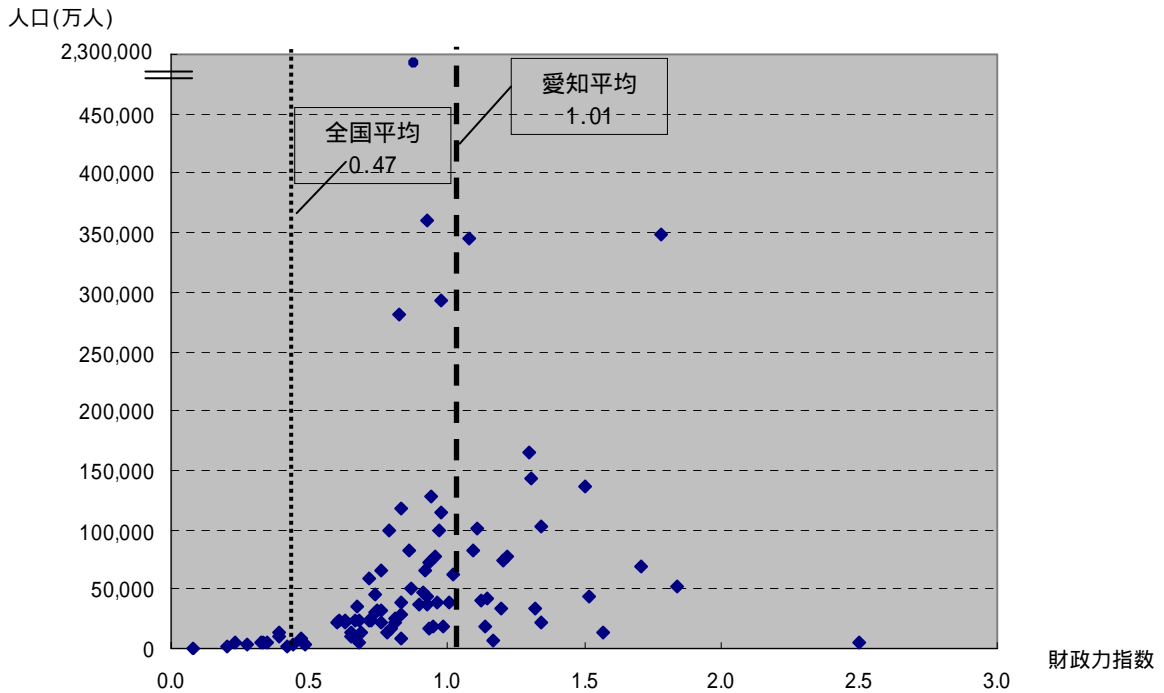
しかし、本県では市町村財政を支える自主財源は地域によって偏在しており、充実した財政基盤を有する市町村がある一方で、財政基盤が脆弱な市町村も見られる。

平成16年度の財政力指数を人口規模別に見ると、財政力指数が0.5未満の財政力が低い14市町村のうち13市町村を人口1万未満の小規模な市町村が占めている。財政力指数が0.5以上0.8未満の23市町村の内訳を見ると、人口3万未満の小規模な市町村が16市町村を占める一方、人口3万以上の市町村も7市町村あり、比較的人口規模の大きい市町村の中にも財政力の自立性が必ずしも高いとは言えない市町村が見受けられる。

これらの市町村のうち、財政力指数が0.5未満の14市町村のうち13市町村が合併

に取り組んだ一方、財政力指数が0.5以上0.8未満の23市町村のうち合併に取り組んだ市町村は10市町村に止まっている。

県内市町村の人口・財政力指数の分布状況（平成16年度：3年平均）



注) 全国平均は総務省自治財政局財務調査課への聞き取りによる。

資料：愛知県資料等

県内市町村の財政力指数の人口規模別の分布状況（平成16年度：3年平均）

財政力指数 \ 人口	0.5未満		0.5以上 0.8未満		0.8以上 1.0未満		1.0以上		計	
		うち 合併		うち 合併		うち 合併		うち 合併		うち 合併
30万以上					2		2	2	4	2
20～30万					2	1			2	1
10～20万					4	2	4		8	2
5～10万			3	1	5		6		14	1
3～5万			4	2	6	1	7	2	17	5
1～3万	1	1	14	6	6	3	3	1	24	11
1万未満	13	12	2	1	1		2		18	13
合計	14	13	23	10	26	7	24	5	87	35

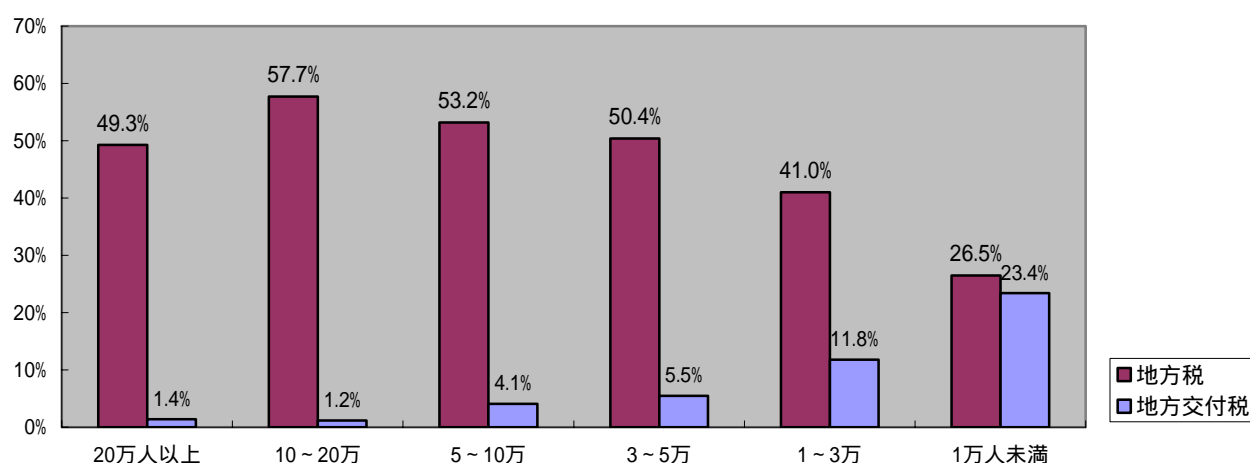
注 「うち合併」は平成16年度以降に市町村合併を行った市町村

イ 人口規模別に見た歳入構造

平成16年度決算を基に、人口規模別の1団体当たりの平均の歳入構造を見ると、人口3~5万以上の人口規模の団体では、地方税の占める割合が50%を超えている一方で、人口1万未満の団体では26.5%となっており、人口規模が小さい団体では地方税の占める割合が低くなっている。また、地方交付税の占める割合は、人口3万以上の団体においては6%以下である一方で、人口1~3万の団体が11.8%、人口1万未満の団体では23.4%となっている。

このように、人口規模が小規模な団体ほど、歳入に占める地方税の割合は低く、地方交付税の割合が高い状況にある。

人口規模別に見た歳入に占める地方税及び地方交付税の割合



人口規模別に見た歳入状況

	団体数	1団体当たり平均				構成比		
		歳入総額 (百万円)	地方税 (百万円)	地方交付税 (百万円)	その他 (百万円)	地方税 (%)	地方交付税 (%)	その他 (%)
20万人以上	6	248,392	122,420	3,401	122,572	49.3	1.4	49.3
10~20万	8	40,714	23,476	497	16,740	57.7	1.2	41.1
5~10万	15	21,670	11,528	893	9,249	53.2	4.1	42.7
3~5万	17	11,687	5,889	646	5,152	50.4	5.5	44.1
1~3万	23	6,486	2,659	768	3,059	41.0	11.8	47.2
1万人未満	18	3,326	880	779	1,666	26.5	23.4	50.1

資料：愛知県「市町村行財政のあらまし（平成16年度決算）」

ウ 人口規模別に見た住民1人当たり歳出の状況

平成16年度決算を基に、住民1人当たりの歳出額を人口規模別に見ると、人口1万以上の人口規模の団体においては、歳出総額、人件費ともに大きな差は見られないが、人口1万未満の団体においては、住民1人当たりの費用が他の人口規模の団体に比して高く、約3倍の費用を要している。

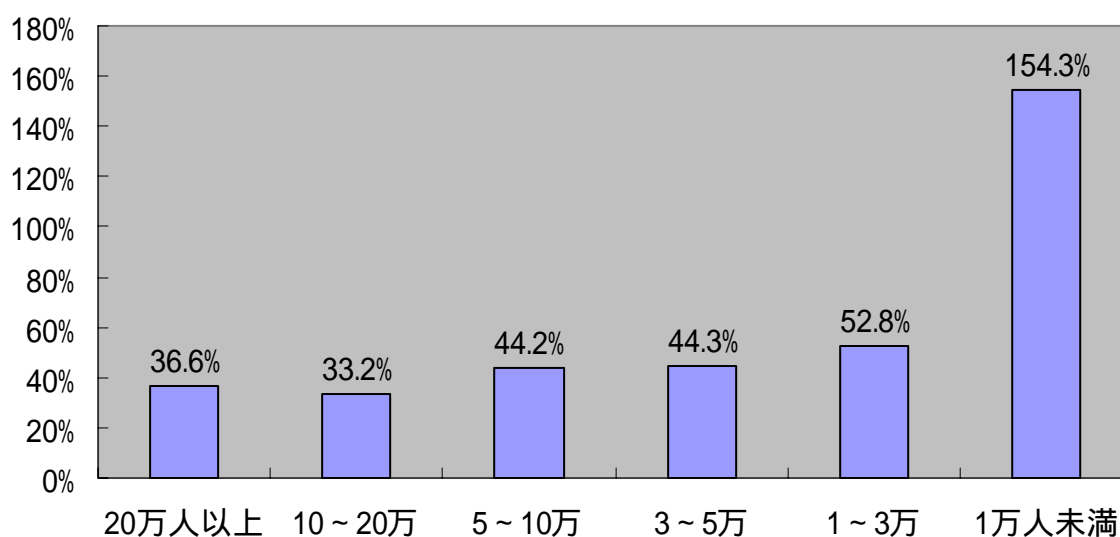
人口規模別に見た歳出の状況

	団体数	1団体あたり平均		住民1人当たり		地方税に対する 人件費の割合 (%)
		歳出総額 (百万円)	人件費 (百万円)	歳出総額 (円)	人件費 (円)	
20万人以上	6	244,748	46,881	314,391	61,534	36.6
10～20万	8	38,690	7,413	306,916	59,577	33.2
5～10万	15	20,666	4,764	288,871	66,366	44.2
3～5万	17	11,089	2,474	287,786	64,262	44.3
1～3万	23	6,115	1,333	315,456	68,305	52.8
1万人未満	18	3,166	686	848,754	194,522	154.3

資料：愛知県「市町村行財政のあらまし（平成16年度決算）」

また、地方税に対する人件費の割合を見ると、総体としては、人口1万未満の規模の団体は、地方税の約1.5倍の人件費を要しており、地方税収入で人件費がまかなえない状況となっている。他の人口規模の団体が地方税の3分の1から半分程度となっているのに比べ、特に高い割合となっている。

人口規模別に見た地方税に対する人件費の割合



3 旧合併特例法下の合併の成果

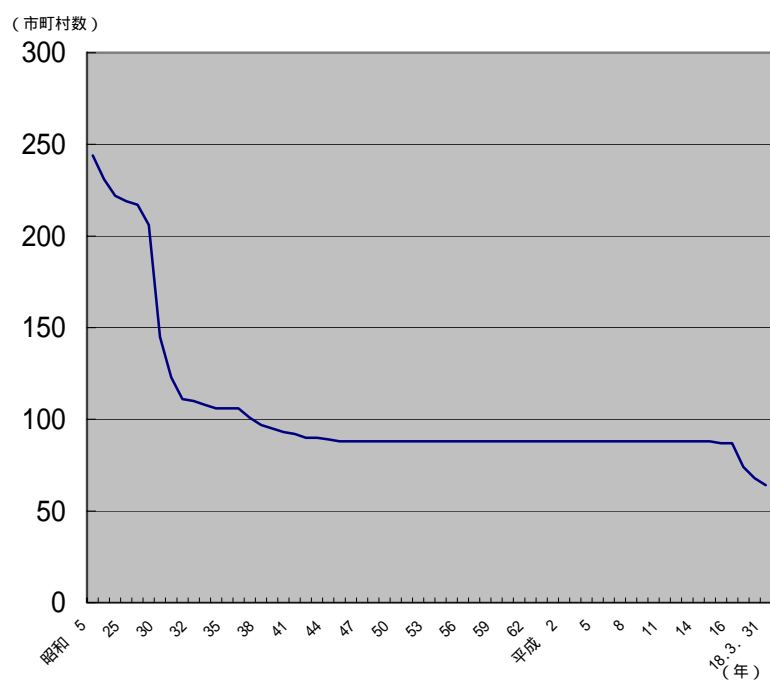
昭和45年以降、約30年にわたり合併の例はなかったが、平成11年の旧合併特例法の一部改正を契機に、全国的に市町村合併が進み、本県では、平成18年3月31日までに12地域36市町村が関係する合併が行われ、県内の市町村数は88から64に減少した。

(1) 旧合併特例法下の合併の状況

本県においては、昭和45年に豊田市が東加茂郡松平町を編入合併し、市町村数が88となった以降は、約30年にわたって市町村合併の例はなかった。

しかし、平成11年に市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「旧合併特例法」という。)が一部改正され、合併特例債等の財政支援措置が盛り込まれ、全国的に市町村合併が推進されることとなった。

県内の市町村数の推移



本県においては、平成11年に、「愛知県市町村合併推進要綱検討委員会」(座長：昇秀樹名城大学教授)を組織し、同委員会の1年にわたる検討の後の提言に基づいて、平成12年12月に、「愛知県市町村合併推進要綱」を作成し、市町村合併を支援してきた。こうした流れを受けて、県内の各地で、市町村の在り方や市町村合併に関する検討が進められるとともに、市町村合併の気運が高まり、本県においても、「平成の大合併」が行われた。平成15年8月20日に、県内の合併としては約30年ぶりに、渥美郡田原町が同郡赤羽根町を編入合併し、田原市が誕生したのを皮切りに、旧合併特例法の期限ま

で、12地域36市町村が関係する合併が行われた。この結果、県内の市町村数は、88から64に減少することとなった。

(2) 旧合併特例法下の合併の成果

旧合併特例法下の合併により、県内の市は34に増加、町村は30に半減し、県内の市町村の過半数が市となった。また、合併により、人口規模の小規模な団体が減少し、人口1万未満の市町村は19から7へ減少した。
人口規模が小さく財政力の脆弱な市町村の多くが旧合併特例法下に合併に取り組んだ状況となっている。

旧合併特例法下の市町村合併の取組により、県内の市町村の構成が変化した。市は31市から3増加し34市となり、町村は57町村からほぼ半減し30町村となった。そして、県内の市町村の半分以上が市となった。

旧合併特例法下の市町村数の比較

区分	市町村数	市	町	村
15年4月1日	88	31	47	10
18年3月31日	64	34	27	3
増減数	24	+3	20	7

人口規模の変化を見ると、概ね人口5万未満の人口規模が小さい団体が減少し、人口5万以上の人口規模が大きい団体が増加している。特に、人口1万未満の市町村は19町村から7町村へ大きく減少している。人口規模が小さい市町村が、合併に取り組み、より人口規模の大きい市町村に再編された状況となっている。

市町村の規模別の市町村合併の状況

人口	市町村数 (H15.4.1) A	左のうち合併 した市町村 B	市町村数 (H18.3.31) C	増減率 (C-A)/A
30万以上	4	2	5	25%
20~30万	2	1	1	50%
10~20万	8	2	9	13%
5~10万	14	1	18	29%
3~5万	17	5	11	35%
1~3万	24	11	13	46%
1万未満	19	14	7	63%
合計	88	36	64	27%

注 平成15年4月1日現在の人口は平成12年国勢調査人口、平成18年3月31日現在の人口は平成17年国勢調査人口(要計表による人口)により区分した。

また、平成15年度の財政力指数の大きさにより県内市町村を区分し、財政力の大きさごとに合併の取組状況を見ると、財政力指数が0.5未満の15町村のうち東栄町を除く14町村が合併を行っており、比較的財政力の脆弱な市町村が合併に取り組んだ状況となっている。

財政力指数別の旧合併特例法下の合併の取組状況

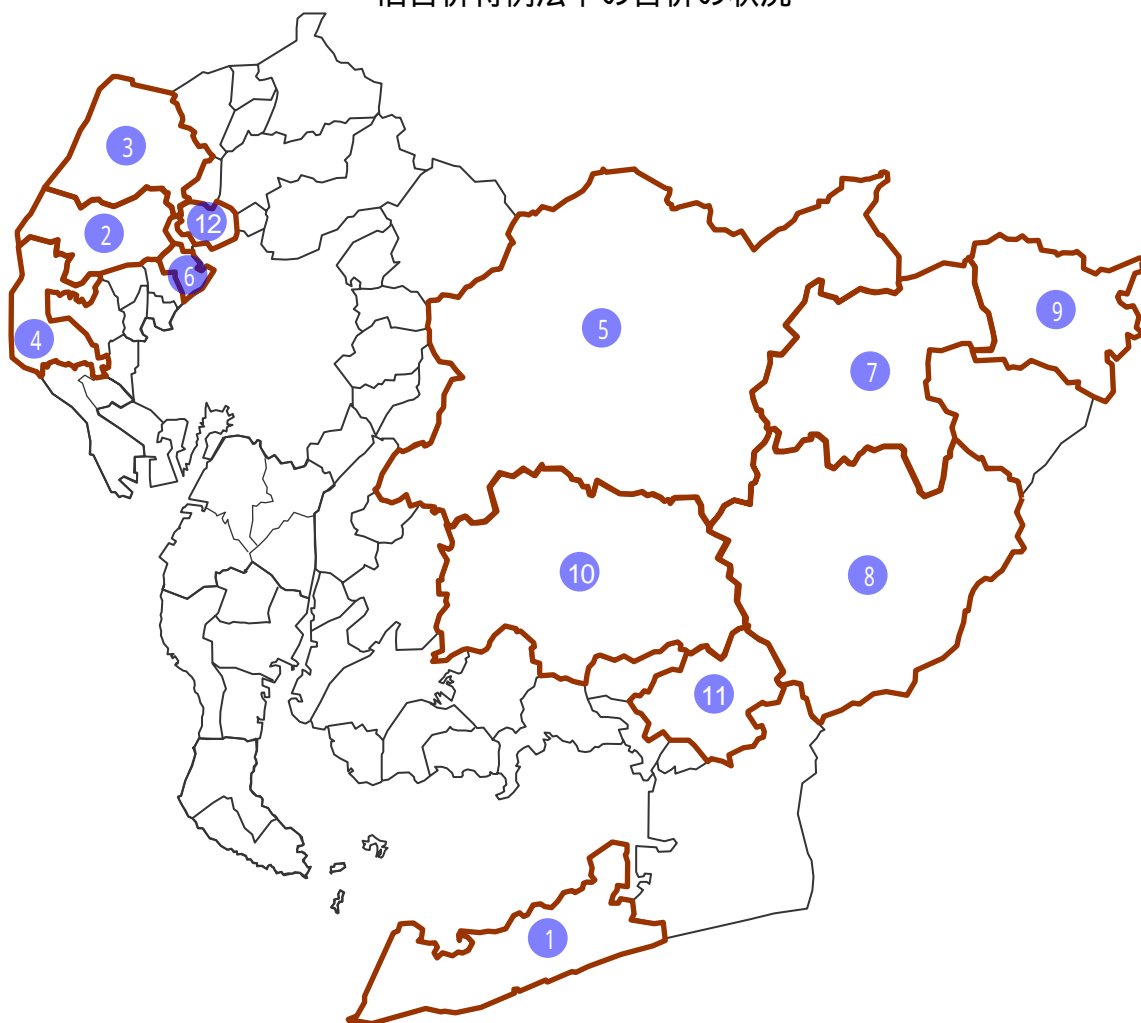
財政力指数	市町村数 (H15.4.1) A	左のうち合併した 市町村 B	合併した割合 B/A
0～0.3 未満	5	4	80%
0.3～0.5 未満	10	10	100%
小計 0～0.5 未満	15	14	93%
0.5～0.8 未満	28	10	36%
0.8～1.0 未満	23	7	30%
1.0～	22	5	23%
	88	36	41%

注 財政力指数は平成15年度（平成13年度～15年度平均）

関係者の努力により、旧合併特例法下の市町村合併の取組は大きな成果を挙げ、市町村はその姿を大きく変えることとなった。旧合併特例法下では、平成15年に、人口1万未満であった19市町村のうち14市町村が、また、財政力指数が0.5未満の15市町村のうち14市町村が合併に取り組んだことに見られるように、人口規模が小さく財政力の脆弱な市町村の多くが合併に取り組んだ状況である。

この結果、人口規模が小さく財政基盤が比較的脆弱な市町村が再編され、県内の多くの地域で新しい時代にふさわしい行財政基盤を整備するための環境が整えられた。しかし、様々な事情により合併に至らなかった市町村も存している。

旧合併特例法下の合併の状況



新市町村名	合併期日	合併関係市町村	人口
田原市	15.8.20	田原町、赤羽根町	66,394
	17.10.1	田原市、渥美町	
稲沢市	17.4.1	稲沢市、祖父江町、平和町	136,959
一宮市	17.4.1	一宮市、尾西市、木曾川町	371,446
愛西市	17.4.1	佐屋町、立田村、八開村、佐織町	65,544
豊田市	17.4.1	豊田市、藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町	412,131
清須市	17.7.7	西枇杷島町、清洲町、新川町	55,039
設楽町	17.10.1	設楽町、津具村	6,308
新城市	17.10.1	新城市、鳳来町、作手村	52,164
豊根村	17.11.27	豊根村、富山村	1,517
岡崎市	18.1.1	岡崎市、額田町	363,811
豊川市	18.2.1	豊川市、一宮町	137,424
北名古屋市	18.3.20	師勝町、西春町	78,077

注 人口は国勢調査（平成 17 年 10 月 1 日現在。要計表による人口）による。

4 市町村の人口及び高齢化の将来見通し

今後の県内市町村の人口の将来見通しを見ると、総人口、年少人口、生産年齢人口とも、人口規模の小規模な団体の減少率が高くなっている。老年人口は総じて高い増加率となっているが、人口1万未満の市町村では、山村地域において老年人口も減少するため、やや低い増加率となっている。

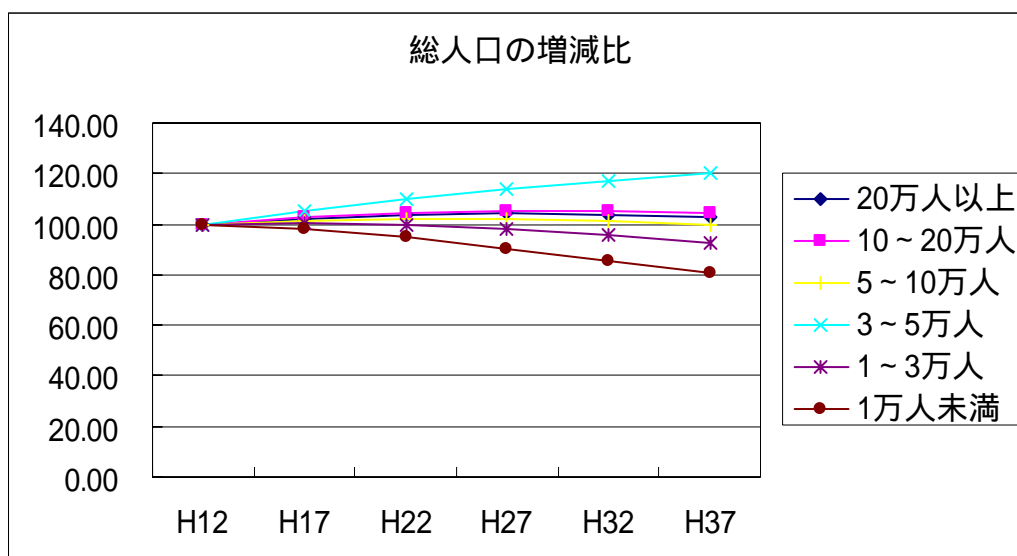
平成37年の年齢別人口の割合は、人口規模の小規模な市町村ほど老年人口の割合が高く、生産年齢人口の割合が低くなる傾向がある。

(1) 人口規模別の人口増減の状況

平成18年3月末現在の市町村について、コーホート分析により人口規模別の将来の人口動態を予測すると、次のとおりとなっている。

ア 総人口の増減

平成12年の総人口を基準として平成37年の増減比を見ると、人口1万未満の市町村が約20%の減、人口1万以上3万未満が約7%の減と、人口3万未満の小規模な団体の減少率が高くなっている。それに対して人口3万以上5万未満は20%の増加、人口5万以上の団体の区分では横ばい又は微増となっている。

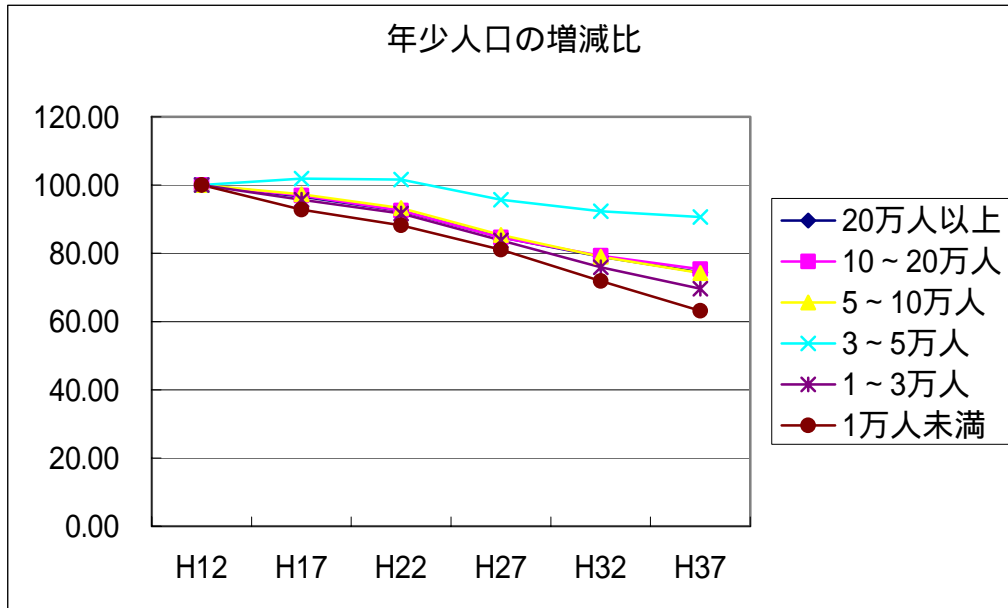


	団体数	H12	H17	H22	H27	H32	H37
20万以上	5	100.00	102.34	103.73	104.22	103.88	102.75
10~20万	8	100.00	102.55	104.17	104.94	104.94	104.25
5~10万	18	100.00	101.60	102.28	102.19	101.38	99.93
3~5万	12	100.00	105.58	110.15	114.05	117.33	120.17
1~3万	13	100.00	100.18	99.36	97.72	95.39	92.54
1万未満	7	100.00	97.93	94.60	90.46	85.77	80.90

注) 平成18年3月31日現在の市町村(63市町村。名古屋市を除く。)について、平成12年の国勢調査人口を用いて人口規模別に区分し、総人口の平成12年の平均値を100として各年の将来推計人口の平均値の指数を求めたもの。

イ 年少人口の増減

年少人口についても、概ね人口規模が小さくなるほど減少率が高くなる傾向があり、人口1万未満が約37%の減少、人口1万以上3万未満が約30%の減少、人口5万以上の団体の区分では約25%の減少となっている。なお、人口3万以上5万未満では約9%と減少幅が少なくなっている。

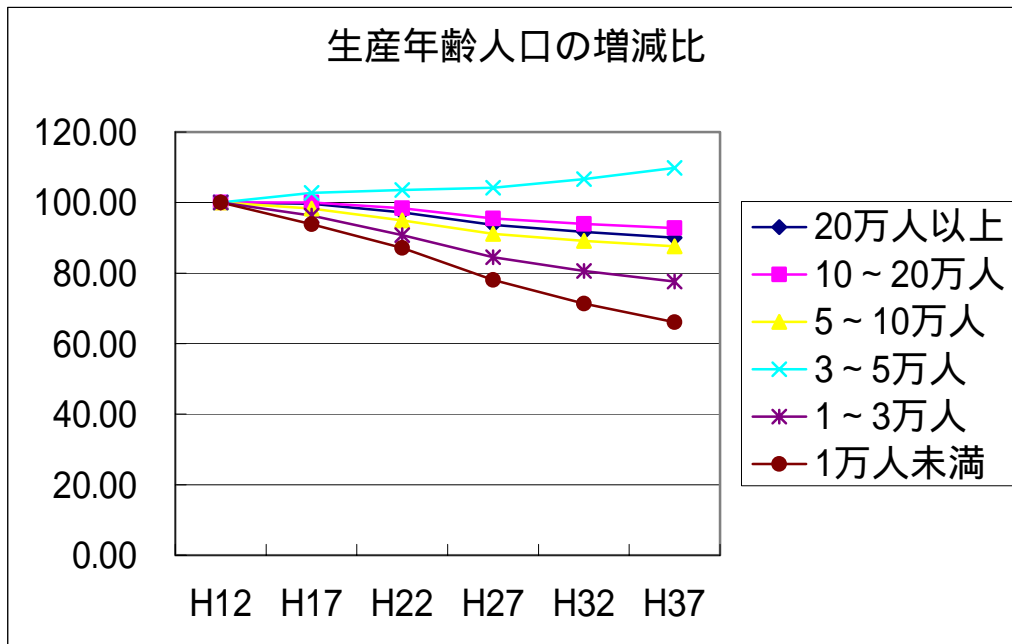


	団体数	H12	H17	H22	H27	H32	H37
20万以上	5	100.00	96.62	92.44	84.71	78.95	74.36
10~20万	8	100.00	96.95	92.50	84.61	79.33	75.34
5~10万	18	100.00	97.25	93.27	85.35	79.00	74.22
3~5万	12	100.00	101.85	101.58	95.66	92.37	90.67
1~3万	13	100.00	95.74	91.63	83.82	75.95	69.66
1万未満	7	100.00	92.76	88.21	81.08	71.89	63.16

注) 平成18年3月31日現在の市町村(63市町村。名古屋市を除く。)について、平成12年の国勢調査人口を用いて人口規模別に区分し、年少人口の平成12年の平均値を100として各年の将来推計人口の平均値の指数を求めたもの。

ウ 生産年齢人口の増減

生産年齢人口についても、人口規模が小さくなるほど減少率が高くなる傾向があり、人口1万未満が約34%の減少、人口1万以上3万未満が約22%の減少、人口3万以上の団体では10%前後の減少となっている。なお、人口3万以上5万未満では約10%の増加率となっている。

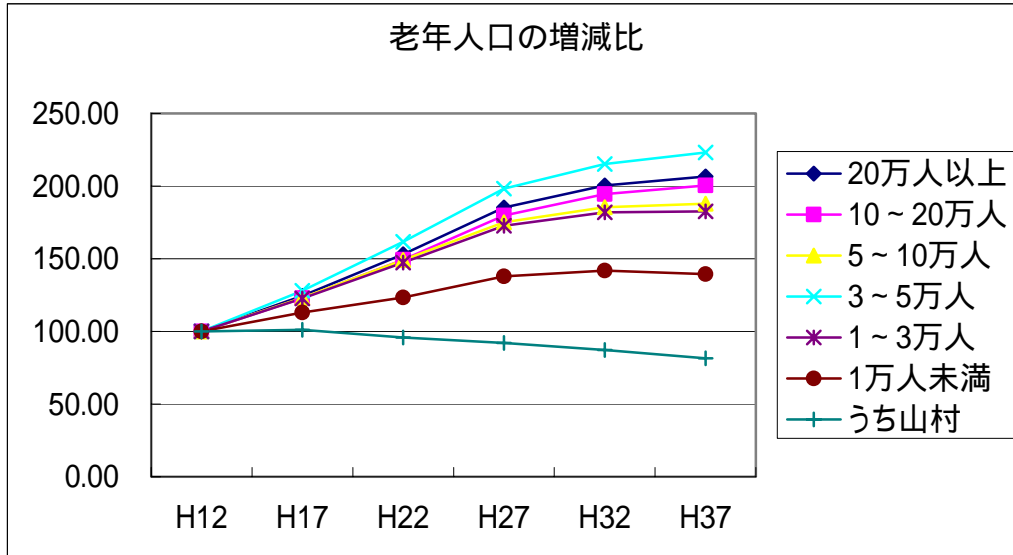


	団体数	H12	H17	H22	H27	H32	H37
20万以上	5	100.00	99.67	97.26	93.71	91.69	90.03
10~20万	8	100.00	100.04	98.36	95.52	93.97	92.74
5~10万	18	100.00	98.34	94.91	91.10	89.12	87.56
3~5万	12	100.00	102.76	103.54	104.18	106.69	109.83
1~3万	13	100.00	96.34	90.79	84.48	80.63	77.57
1万未満	7	100.00	93.85	87.17	78.06	71.34	66.06

注) 平成18年3月31日現在の市町村(63市町村。名古屋市を除く。)について、平成12年の国勢調査人口を用いて人口規模別に区分し、生産年齢人口の平成12年の平均値を100として各年の将来推計人口の平均値の指数を求めたもの。

エ 老年人口の増減

老年人口は、どの人口規模についても総じて高い増加率となっている。人口1万未満の団体の老年人口の増加率がやや低くなっているのは、山村地域の町村においては、老年人口も減少すると予測されるからである。



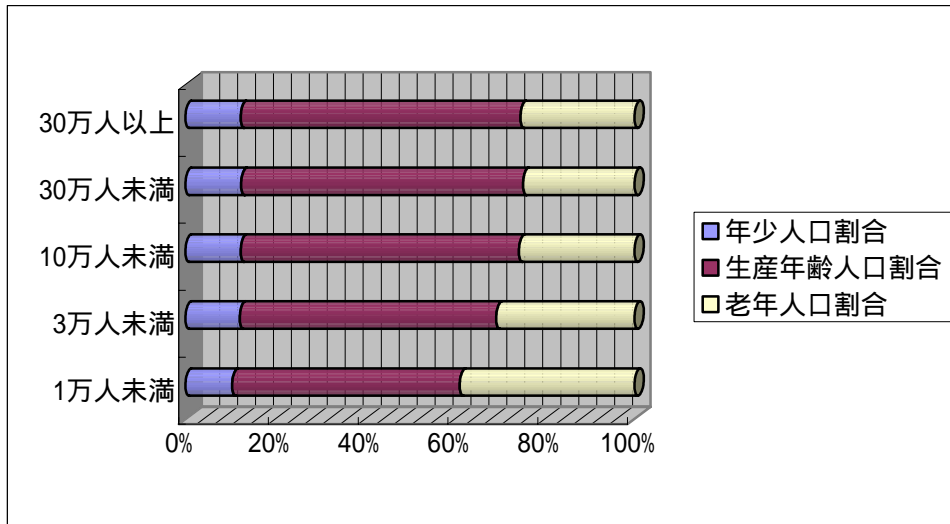
	団体数	H12	H17	H22	H27	H32	H37
20万以上	5	100.00	124.36	153.04	185.19	200.53	206.57
10~20万	8	100.00	122.92	149.42	179.78	194.42	200.55
5~10万	18	100.00	123.17	149.02	175.16	185.47	187.80
3~5万	12	100.00	127.89	161.60	198.29	215.31	223.08
1~3万	13	100.00	122.60	147.28	172.77	181.99	182.69
1万未満	7	100.00	112.99	123.44	137.97	141.93	139.43
1万未満の うち山村	3	100.00	101.16	95.76	92.17	87.21	81.49

注) 平成18年3月31日現在の市町村(63市町村。名古屋市を除く。)について、平成12年の国勢調査人口を用いて人口規模別に区分し、老年人口の平成12年の平均値を100として各年の将来推計人口の平均値の指数を求めたもの。

(2) 人口規模別の年齢別人口の割合

平成 3 7 年における年齢別人口の割合を見ると、人口規模の小規模な市町村ほど概して老年人口の割合が高く、生産年齢人口の割合が低くなっている。人口 1 万未満の市町村では、およそ人口の 4 割を占める老年人口を同じく 5 割の生産年齢人口が支える構造になると見込まれる。

平成 3 7 年における人口規模別の年齢別人口割合



	年少人口割合 (%)	生産年齢人口割合 (%)	老年人口割合 (%)
30 万以上	12.3	62.4	25.4
30 万未満	12.4	62.8	24.8
10 万未満	12.3	62.0	25.7
3 万未満	12.1	57.2	30.8
1 万未満	10.4	50.7	38.9

注) 平成 18 年 3 月 31 日現在の市町村 (63 市町村。名古屋市を除く。) について、平成 12 年の国勢調査人口を用いて人口規模別に区分し、区分ごとの平成 37 年の年齢別人口の平均値を算出し、その割合を求めた。

5 自主的な市町村の合併の必要性

県内市町村の姿を人口規模別に見ると、行政組織の面では、小規模な市町村はその人口に比べてより多くの行政職員を配置しているがその絶対数は少なく、専門職員も十分に配置されていない状況となっている。財政面では、人口規模が小規模な市町村ほど自主財源である地方税の割合が低く地方交付税に依存する割合が高くなっており、地方税に対する人件費の割合も人口規模の小規模な市町村が高い割合となっている。

また、将来の人口の見通しにおいても、総人口、年少人口、生産年齢人口とも、人口規模の小規模な団体の減少率が高くなっている。このように、人口規模の小規模な市町村は、行政組織の効率性や専門性、財政構造の安定性や将来の人口の減少などに行政運営上の課題が現れており、特に、人口1万未満の市町村で顕著となっている。

市町村は、こうした課題を乗り越え将来にわたって基礎自治体として自主的、自立的に行政運営を行っていかねばならない。市町村は、本格的な人口減少時代が到来する前に、長期にわたり持続的に行政サービスを維持、向上することができる行財政基盤を整備するため、自主的な市町村の合併を推進していく必要がある。

本県の合併推進の基本的考え方

本県の合併推進の基本的考え方

本県としては、人口減少社会の到来や厳しい財政状況の中で、県内のすべての市町村が基礎自治体としての役割を担うにふさわしい行財政基盤を備え、将来にわたって、地域の行政を自主的かつ総合的に実施することができるようにし、もって、市町村の望ましい姿を実現するために、自主的な市町村の合併を推進していくこととする。

これまで見たように、市町村の姿や人口及び高齢化の将来の見通しから、人口規模の小規模な市町村は、基礎自治体としての行政運営に様々な課題があり、市町村の再編によりその行財政基盤を強化する市町村の合併を推進していく必要がある。

中でも、人口1万未満の市町村は、行政運営上の課題がとりわけ顕著に表れており、総務大臣の基本指針においても合併を検討すべき類型の一つとして掲げられていることから、まずは、人口1万未満の市町村について、重点的に合併の推進に取り組んでいくこととする。しかし、人口1万以上の市町村においても、行政運営上の課題が見受けられる市町村も存するため、人口1万以上の市町村についても、基礎自治体にふさわしい規模、能力のあり方について、更に検討していくこととする。

また、中長期的には、道州制の導入など広域的な考え方が浸透していく中で、県と市町村との役割は変化し、市町村の担うべき役割は更に高まっていくと考えられる。そういった中で、現時点では単独の行政運営に必ずしも課題があるとは言えない一定の規模を持つ市町村に対しても、望ましい市町村の姿を描いて市町村の規模、能力の更なる充実を図るという取組も必要である。

そのため、本構想は、まず人口1万未満の市町村を対象として構想対象市町村の組合せを定め、以後、段階的に検討していくものとする。

なお、合併の推進に当たっては、市町村合併は地方自治の根幹にかかわることであり、市町村の主体的な判断を欠くことができないので、県は、市町村の意向を十分尊重しながら合併に取り組んでいくこととする。しかし、これは市町村任せにすることを意味せず、県は、望ましい姿を市町村に示し、その実現に向けて粘り強く働きかけを行いながら、市町村とともに取り組んでいくこととする。

構想対象市町村の組合せ

1 構想対象市町村の組合せの検討の考え方

構想対象市町村の組合せの検討に当たっては、当面、重点的に合併の推進に取り組むこととした人口 1 万未満の市町村（旧合併特例法下で合併を行った市町村は検討の対象から除いた。ただし、合併の相手先としては排除しない。）を対象として検討を行った。なお、御津町及び小坂井町は、人口 1 万未満の市町村ではない（御津町：13,456 人、小坂井町：21,883 人）が、人口 1 万未満である音羽町と同じ宝飯郡内の町村であることや過去に音羽町とともに合併協議を行った経緯があることから、音羽町と同様に調査を実施し、合併の必要性や地域の一体性を検討した。

まず、個別の町村ごとに行政運営の現況や将来の人口の見通しなどを把握する行政運営実態調査を実施し、当該町村の合併の必要性を検討した。

次に、対象町村の周辺市町村との合併の可能性を探るために、住民アンケートや客観的指標の分析により住民の日常生活圏や市町村相互の結びつきを把握する地域一体性実態調査を実施し、当該町村がどの市町村と合併することが望ましいかを検討した。

これらの調査結果を基に、対象町村の首長等と打合せを実施し、合併についての議論を促し、当該町村としての合併に対する方向性を示すよう求めるとともに、合併の相手方となる市町村との調整を行った。

その上で、合併の必要性、地域の一体性、対象町村の合併に関する住民意識の醸成や検討の熟度、相手方市町村の状況、合併新法の期限（平成 22 年 3 月末まで）内の合併の可能性等を総合的に検討し、自主的な市町村の合併を推進する必要がある構想対象市町村の組合せを定めた。

また、合併の必要性が認められるものの、構想対象市町村の組合せに位置付けることができない市町村については、「引き続き合併を検討すべき市町村」に考え方を示し、引き続き、合併の検討を促すこととした。

<人口 1 万未満の小規模市町村>

平成 18 年 3 月 31 日現在

市町村名	人口(人)	備考
春日町	8,320	
十四山村	5,618	
飛島村	4,369	
設楽町	6,306	H17.10.1 設楽町と津具村が新設合併
東栄町	4,347	
豊根村	1,517	H17.11.27 豊根村が富山村を編入合併
音羽町	8,690	

注) 人口は、平成 17 年国勢調査による（以下同じ。）

2 構想対象市町村の組合せ

自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せは、次のとおりである。

構想対象市町村の組合せ	人口(人)	面積(km ²)
十四山村及び弥富町	42,575	48.79
豊川市、音羽町及び御津町	159,563	150.43
清須市及び春日町(1)	63,358	17.32
豊川市及び小坂井町(2)	181,444	160.63
七宝町、美和町及び甚目寺町(2)	85,307	27.58

1 <平成20年3月17日追加>

2 <平成21年6月15日追加>

(1) 十四山村及び弥富町

十四山村は、人口5,618人の小規模市町村であり、将来人口の見通しからは人口の減少や急速な人口構成の高齢化が予測され、行政運営の実態からは行政組織の効率性や専門性に課題が見受けられた。十四山村は、人口の見通しや行政運営上の課題を踏まえると、合併によりその行財政基盤を充実、強化することが必要な状況であった。平成17年11月30日に開催した第1回愛知県市町村合併推進審議会においては、十四山村の状況を検討した上で、合併協議を行っていた弥富町との合併を本構想に位置付けるべきことを確認していたところである。平成18年4月1日に、弥富町は十四山村を編入し、市制施行により弥富市が誕生した。県として、今後とも、全庁を挙げて弥富市の建設の取組を支援するため、十四山村及び弥富町の合併を構想対象市町村の組合せに位置付けることとする。

(2) 豊川市、音羽町及び御津町

音羽町は人口8,690人の小規模市町村であり、その行政運営の現況からは、行政組織の効率性や専門性などに課題が見受けられ、将来の人口の見通しからは、老年人口の急増や生産年齢人口の減少が予測され、それに伴う福祉関係経費の増大や税収の減少など財政運営への影響が懸念される。音羽町は、このような課題を解決し、将来にわたって地域の行政サービスの維持向上を図るため、その行財政基盤の充実、強化を図る市町村の合併を推進していく必要がある。

音羽町を対象に行った地域一体性実態調査の結果を見ると、音羽町にとって豊川市は通勤、通学や買い物などの住民の日常生活圏となっており、住民の人的・心情的なつながりも強く表れ、一部事務組合などの事務の共同処理の多くは、豊川市を含む地域で行われている。一方、音羽町と同郡内の小坂井町や御津町との関係を見ると、住民の

日常生活圏のつながりは弱い、経済的な結びつきや行政上の結びつきは強い状況となっている。音羽町の合併を考える場合、住民の日常生活圏と経済や行政上のつながりを備えた豊川市、音羽町、小坂井町及び御津町の組合せが最も望ましいという結果であった。

次に、小坂井町及び御津町を対象に行った調査の結果からは、両町においても、将来の人口の減少や人口構成の急速な高齢化、行政組織の効率性や専門性などに行政運営上の課題が見受けられ、住民の日常生活圏や経済・行政上のつながりから、合併を考える場合、豊川市、音羽町、小坂井町及び御津町の組合せが最も望ましいという結果であった。

県は、平成17年9月ごろから、これらの調査結果を音羽町、小坂井町及び御津町の宝飯郡3町の首長、議長等に示して打合せを実施し、平成17年末を目途に合併についての町としての方向性を示すよう求めた。それに対し、音羽町は、平成17年12月議会において町長が豊川市との合併の推進を表明するとともに、町議会においても合併問題調査委員会の報告を受けて豊川市との合併協議を求める決議を可決した。その上で、平成18年3月には音羽町は豊川市に正式に合併協議の申し入れを行ったところである。

一方、小坂井町及び御津町は、小坂井町は町議会議員の任期満了（平成18年5月）、御津町は町長の任期満了（平成18年7月）が近づいていたため、それが終わるまでは合併の方向性を決定できないとしていたため、県は、両町に対し、それぞれの選挙後、一定の期間を置いて、平成18年9月を目途に合併の方向性を定めるよう要請していたところである。

それに対し、御津町においては、平成18年7月の町長選挙で、合併推進を掲げた現職の深谷町長が当選し、以後、町長は豊川市との合併の必要性を町民に示して、町内7か所で住民説明会を開催し、町内の意見の集約を行ったところである。その結果、平成18年9月29日には御津町議会が豊川市との合併協議を求める決議を可決し、同年10月31日には御津町は豊川市に正式に合併協議の申し入れを行ったところである。このように音羽町及び御津町においては、豊川市との合併についての住民意識の醸成や合併の検討の熟度の高まりが見られ、豊川市においても、両町との合併については前向きな姿勢が見られるところである。

一方、小坂井町においては、平成18年5月に住民から町議会に提出された「豊川市と合併を求める請願」について、町議会は、請願を検討する特別委員会を設置し、請願の採否の検討を行っていた。同年10月13日に開催された特別委員会及びそれに引き続き、10月31日に開催された臨時議会においては、この請願が採択されたものの、採択の際、附帯決議がなされた。町長は、この附帯決議に基づいて、今後、編入合併であること等を住民に説明し、アンケート方式による住民投票等で住民の意思の確認を行うこととしており、請願が採択されても、町内の合併の議論やそれに基づく町としての合併の方向性の決定は更に先になる見込みである。音羽町が豊川市との合併の方向性を決定してから既に1年近く経過しており、これ以上豊川市との合併協議を先送りすることは音羽町における住民の合併の機運を損なうおそれがあり、また、平成22年3月末の合併新法の期限までに必要な合併協議の期間を考慮すると、音羽町及び御津町が小坂井町の議論をいつまでも待つということも難しい状況となっている。

このように小坂井町は、現段階では、音羽町及び御津町と同一歩調で豊川市との合併に取り組むことは難しい状況であり、構想対象市町村の組み合わせに位置付けることは難しい状況となっている。

以上を踏まえると、合併新法の下において、豊川市、音羽町及び御津町の地域において、住民の生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図るとともに、その行財政基盤を強化し、一体的な方針に基づいてまちづくりを行っていくことが、住民福祉の向上と地域の更なる発展につながると考えられるため、豊川市、音羽町及び御津町を構想対象市町村の組合せに位置づけ、自主的な市町村の合併を推進する必要がある。

【構想策定後の動き】 <平成 20 年 3 月 17 日追記>

豊川市、音羽町及び御津町は平成 19 年 6 月 9 日に合併協議会（法定）を設置し、精力的に協議を重ねた結果、平成 20 年 1 月 15 日に、豊川市が音羽町と御津町を編入し、新「豊川市」が誕生した。

(3) 清須市及び春日町 <平成 20 年 3 月 17 日追加>

春日町は、人口 8,320 人の小規模市町村であり、将来の人口の減少や人口構成の急速な高齢化、行政組織の効率性や専門性などに行政運営上の課題が見受けられ、その行財政基盤の充実強化のため、合併を検討することが必要と考えられる。

春日町を対象に行った地域一体性実態調査の結果は、春日町との行政上のつながりや住民の日常生活圏の結びつき、心情的なつながりがバランスよく表れている清須市との合併を第一とすることが合理的という結果であった。

平成 18 年 12 月の構想策定時、春日町においては、合併の必要性については住民間に共通認識があるものの、合併の相手先については様々な意見があり、町内の意見の集約に取り組んでいる状況であったため、構想では「引き続き合併を検討すべき市町村」とし、合併の議論を促してきた。

春日町では、市町村合併についての住民の意思を確認するべく、タウンミーティングを実施し合併についての説明と議論を重ねたうえで、平成 18 年末に住民アンケートを実施した。その結果、清須市との合併支持が多数となり、平成 18 年 12 月、町議会は清須市との合併協議を求める決議を行った。

その後、清須市と春日町は共同で両市町間の地域課題に関する調査を実施。平成 19 年 12 月、春日町は正式に編入合併を前提とした合併協議の申入れを行った。

清須市は春日町との合併協議について判断するべく、平成 20 年 1 月に住民説明会を開催。その結果、春日町に対し合併協議の受け入れを表明した。

以上のとおり、両市町は前向き且つ精力的に取り組んでおり、市町村合併に向けた熟度が高まっている。こうしたことから、当地域の住民福祉の向上と地域の更なる発展につなげるため、清須市及び春日町を構想対象市町村の組合せに位置付け、自主的な市町村の合併を推進する必要がある。

【構想策定後の動き】 <平成 21 年 6 月 15 日追記>

清須市及び春日町は平成 20 年 4 月 1 日に合併協議会（法定）を設置し、精力的に協議を重ねた結果、平成 21 年 10 月 1 日に、清須市が春日町を編入し、新「清須市」が誕生する。

(4) 豊川市及び小坂井町 <平成 21 年 6 月 15 日追加>

小坂井町は、先に述べたように、豊川市、音羽町、小坂井町及び御津町の組合せで合併に取り組むことが望ましいが、平成 18 年 12 月の構想策定時点では、豊川市、音羽町及び御津町と同一歩調で合併に取り組むのが難しい状況にあった。

小坂井町では、町内の意見の集約に向けて、平成 19 年 2 月に豊川市への合併協議申し入れの是非について住民意識調査を実施。賛成多数という結果を受けて、同年 3 月、町議会は豊川市との合併協議推進の決議を行った。その後、小坂井町は平成 20 年 7 月、正式に編入合併を前提とした合併協議の申し入れを行った。

豊川市と小坂井町は同年 7 月、「豊川市・小坂井町合併研究会」を設置し、合併に関する課題等について事務レベルでの調査研究を行い、合併に伴う各種調整方針の策定を行った。これを受け、豊川市は平成 21 年 5 月、小坂井町に対し合併協議の受け入れを表明し、同月 25 日、豊川市と小坂井町は「事前協議事項確認書」を締結した。

以上のとおり、両市町においては、合併新法の期限を見据え、合併協議に取り組んでいるところであり、豊川市及び小坂井町を構想対象市町村の組合せに位置付け、自主的な市町村の合併を推進する必要がある。

(5) 七宝町、美和町及び甚目寺町 <平成 21 年 6 月 15 日追加>

七宝町、美和町及び甚目寺町は、将来の人口の減少や人口構成の急速な高齢化、行政組織の効率性や専門性などに行政運営上の課題が見受けられ、平成 20 年 5 月に、大治町を含めた 4 町による「東部四町合併研究会」を設置し検討を行った。しかし、同年 9 月 3 日に大治町議会で研究会からの離脱等に関する動議が可決され、また、4 町で住民アンケートを実施する予定であったが、大治町議会はアンケート実施のための補正予算案を否決した。このため、東部四町合併研究会は 11 月 5 日をもって解散することとなった。

七宝町、美和町及び甚目寺町では、平成 20 年 11 月に「七宝・美和・甚目寺町合併研究会」を設置し、合併に関する基本的な問題等についての具体的な調査・研究等を行うとともに、平成 21 年 2 月には住民アンケートを実施した。3 町の合併について賛成多数という結果を受けて、同年 4 月 10 日に「七宝・美和・甚目寺町合併協議会」を設置した。

3 町においては、合併新法の期限を見据え、合併協議に取り組んでいるところであり、七宝町、美和町及び甚目寺町を構想対象市町村の組合せに位置付け、自主的な市町村の合併を推進する必要がある。

3 引き続き合併を検討すべき市町村

(1) 東栄町（新城・奥三河の市町村）

東栄町は人口 4,347 人の小規模市町村であり、その規模から財政構造の脆弱性や行政組織の効率性、専門性などに行政運営上の課題が見受けられる。また、人口の見通しを

見ると、平成 37 年には、東栄町の総人口は 2,783 人と約 4 割減少し、生産年齢人口は半減する見込みである（平成 12 年 2,313 人 平成 37 年 1,075 人）。人口構成も、老年人口（1,512 人）が生産年齢人口（1,075 人）を上回る構造となる。このような見通しの中、東栄町が将来、基礎自治体として地域の行政サービスを維持していくことが困難な状況に陥るおそれもある。東栄町は、本格的な人口減少時代が到来する前に、その行財政基盤を充実強化するために市町村合併を推進する必要があると考えられる。

東栄町を対象に行った地域の一体性の調査の結果を見ると、東栄町の住民の日常生活の行動範囲は新城市と強い結びつきが見られ、住民の心情的な面でも新城市とのつながりが最も高い状況となっている。一方、行政上のつながりは北設楽郡内の設楽町及び豊根村との結びつきが強い状況である。この地域の合併を考える場合、住民の日常生活圏域や心情的なつながりと行政上のつながりの両方を備えた「新城市、設楽町、東栄町及び豊根村」の組合せが最も望ましいという結果であった。

この組合せの新城・奥三河の地域は、県土の保全や水源のかん養に重要な役割を担っている地域であるが、大半が中山間地など非可住地であり、交通基盤や道路などの公共施設、医療施設の整備も遅れ、企業の立地は不足し、商工業の生産性は低いといった過疎地域に特有の課題を抱えている。市町村の行財政基盤も、旧法下の合併により、新城市は 52,178 人の人口を擁することとなったが、設楽町及び豊根村は、合併後の人口が設楽町が 6,306 人、豊根村が 1,517 人と非常に小規模なため、行財政基盤が強固となり持続可能な体制が整備されたとは言えない面がある。

奥三河 3 町村の行財政基盤を強化し、持続可能な体制を整備するため、新城市、設楽町、東栄町及び豊根村の地域で市を形成し、新たなまちづくりを行うことが望ましいと考えられる。

一方、関係市町村の首長は、多くの市町村が合併した直後であることや過去の合併協議の経緯から、現段階では、直ちに新たな枠組みで合併に取り組むことに消極的な状況であり、今回、この地域の合併を構想対象市町村の組合せとして示すには至らなかった。

しかし、この地域は、将来更なる人口減少が見込まれるため、県としては、この地域の住民サービスを維持していくことができるように、広域連合の活用など合併以外の様々な方策を含め、この地域の行政運営や県の支援のあり方を検討する必要がある。その検討の前提としても、まずは、地元の市町村が自らこの地域の行政運営のあり方を検討する必要がある。

そのためには、まずは、新城市、設楽町、東栄町及び豊根村の 1 市 3 町村は、今後のこの地域の行政運営のあり方を検討する組織を設置する必要があると考えられる。関係市町村には、過去の合併協議の経緯から、検討に慎重な場合もあると考えられるが、県は、そうした組織の設置や検討の推進に積極的な役割を果たすとともに、この地域の支援のあり方を検討していくこととする。

【構想策定後の動き】

<平成20年3月17日追記>

平成19年8月、1市3町村の首長等を構成員とする「新城・北設楽地域における行政運営のあり方検討委員会」を設置し、地域課題の検討を始めた。

<平成21年6月15日追記>

平成20年度においては、「あいち緑と森づくり税」の導入を契機として、この地域における今後の森林政策推進の理念、基本的な仕組み等を規定する「森づくり基本条例」の作成を検討し、平成21年4月1日から新城市、設楽町、東栄町及び豊根村が同一内容の条例を施行した。

(2) 飛鳥村

飛鳥村は、人口4,369人の小規模市町村であり、将来の人口の減少や人口構成の急速な高齢化、行政組織の効率性や専門性などに行政運営上の課題が見受けられ、その行財政基盤の充実強化のため、合併を検討することが必要と考えられる。しかし、飛鳥村の豊かな財政基盤を背景とした村長による単独村政運営の表明や、村民が示した合併反対の意向、村民の合併意識の醸成や熟度の度合いを踏まえると、現段階において構想対象市町村の組合せに位置付ける状況にはない。しかし、飛鳥村は、急速な人口減少や高齢化の見通しを見据えて行政組織上の課題の解決や村の活性化に向け、村の将来のあり方について、合併の可能性を含めて早急に検討する必要がある、県は引き続き合併の検討を働きかけていくこととする。

4 機運の高まりを踏まえた取組

以上のような、人口1万未満の市町村に対する当面の取組と併せて、人口1万以上の市町村についても、地域における合併に向けた議論の高まりから合併の萌芽が見られる場合は、県は、望ましい合併の姿を検討し、市町村への働きかけや市町村間の調整を行うなど、合併の実現に向けて積極的に県の役割を果たしていくこととする。

5 構想対象市町村の組合せの見直し

本構想策定後において、構想対象市町村の組合せと異なる組合せで合併協議会が設置された場合や「引き続き合併を検討すべき市町村」において合併の検討が進み熟度が高まった場合等、構想対象市町村の組合せの変更又は追加を行う必要が生じた場合は、その都度、組合せの見直しを行うものとする。

自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

県は、構想対象市町村の組合せに基づいて自主的な市町村の合併を推進するために、次のような措置を講ずることとする。

1 合併推進のための支援体制

市町村合併支援本部の設置

本県は、平成13年から市町村合併に取り組む市町村を全庁的な体制で総合的かつ効果的に支援するため、「愛知県市町村合併支援本部」を設置している。市町村合併支援本部は、合併新法に基づいて市町村が行う合併に関する取組を、引き続き、全庁を挙げて支援するものとする。

2 合併支援措置

(1) 合併協議の推進の支援

市町村に対し、合併協議会の設置や合併協議の推進に向けて、地域の実情に応じて、必要な助言や情報提供を行うとともに、関係市町村間の調整を行う。

(2) 「合併市町村基本計画」の策定等の支援

合併市町村基本計画の策定について市町村に必要なに応じて助言を行うとともに、同計画への県事業の登載について調整を行う。また、同計画に登載された県事業については、合併後、優先的に実施する。

(3) 県職員の派遣による人的支援

構想に基づいて、合併に向けて取り組む市町村を支援するため、又は、構想に基づき合併した市町村の合併後のまちづくりを支援するため、「愛知県職員派遣要綱」により、市町村に県職員を派遣する。その際、同要綱に基づき、職員の派遣に係る人件費の市町村負担割合を軽減する。

(4) 愛知県市町村合併特例交付金による財政的支援

構想に基づいて合併に向けた準備を行う市町村又は構想に基づいて合併した市町村が実施する合併関連事業に要する経費に対し、市町村合併特例交付金を交付する。

[限度額：4億円＋0.5億円×(合併関係市町村数－2)]

(5) 「市町村合併に関する新支援要領」に基づく各種支援の実施

「市町村合併に関する新支援要領」に基づき、国の「新市町村合併支援プラン」等の支援策と連携を図りながら、合併の際の激変緩和措置や経過措置を講ずるとともに、合併を目指す市町村の合併に向けた取組や合併後のまちづくりの取組に対する各種の支援を実施する。

(6) 住民に対する啓発、情報提供

市町村において、合併に関する活発な議論が行われるように、住民を対象に合併推進構想の啓発や合併に関する情報の提供などを行い、合併に向けた気運の醸成を図る。

